

意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成22年6月23日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成22年6月30日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

1,895.616MHz以上1,902.528MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルコードレス電話の無線局について、免許を要しない無線局とすること。（第6条関係）

イ 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の選択呼出装置の規定を削除すること。（第9条の2関係）

二 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の混信防止機能を改めるとともに、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の混信防止機能を定めること。（第9条の4関係）

三 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の受信装置及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の受信装置が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）

四 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の技術基準を改めること。（第49条の8の2関係）

五 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の8の2の2、別表第1号、別表第2号及び別表

第3号関係)

六 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の技術基準を定めること。(第49条の8の2の3、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係)

七 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日等

一 公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 設備規則第49条の8の2の2及び第49条の8の2の3においてその無線設備の条件が定められているデジタルコードレス電話の無線局の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。(第2条関係)

二 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(4) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更の内容

デジタルコードレス電話の新方式の導入に伴い、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、家庭やオフィス等で使用されているデジタルコードレス電話に新方式を導入するため、関係規定を整備するものである。

コードレス電話は、昭和62年にアナログコードレス電話が制度化され、現在、オフィス等においては、平成5年に制度化された1.9GHz帯の周波数を使用するデジタルコードレス電話が、一般家庭においては、平成15年に登場した2.4GHz帯の小電力データ通信システムを使用するコードレス電話が広く使用されているところである。

現在使用されているコードレス電話は、高速化への対応に限界があり、特に2.4GHz帯において、無線LAN、電子レンジ等が使用されている場合に、コードレス電話の使用が困難になることがある状況になっている。

このような背景を踏まえ、平成21年11月から情報通信審議会において「デジタルコードレス電話の新方式の技術的条件」についての審議が行われ、平成22年4月20日に一部答申を得たものである。

本一部答申においては、デジタルコードレス電話として、新たにDECT方式及びsPHS方式の2方式を追加するものである。

現行方式を含めた3方式が、同じ1.9GHz帯を共用することとなるが、現行方式は、制御チャンネルが2チャンネルのみであり、制御チャンネルが使用できなくなった場合にチャンネル全体が使用できなくなることから、それぞれのチャンネルごとに制御チャンネルがあるDECT方式及びsPHS方式において、現行方式のコードレス電話が制御チャンネルを使用している場合に、そのチャンネルの周波数を使用しないためのキャリアセンス機能を設けることにより、3方式の共用を可能とするものである。

これらを踏まえ、デジタルコードレス電話の新方式の導入することとし、新方式のコードレス電話を免許を要しない無線局として追加するため、技術的条件として、占有周

波数帯幅、空中線電力、空中線利得、キャリアセンス機能等を定めるため、及び新方式の無線設備を特定無線設備とするため、関係規定の整備をすることとする。

併せて、周波数割当計画においては、別表 8—6 「デジタルコードレス電話の無線局の周波数表」に新方式の周波数を追加することとする。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する 1 者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	

第3 理由

本件は、デジタルコードレス電話の新方式の導入に伴い、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部の改正を行い、併せて周波数割当計画の一部を変更するものである。

現在、コードレス電話は、一般家庭やオフィス等において広く普及、利用されているところであるが、高速データ通信への対応や主に一般家庭において普及している 2.4GHz 帯を使用するコードレス電話においては電波干渉の影響が多いこと等から、新たなデジタルコードレス電話の導入が期待されている。

本件は、キャリアセンス機能により 1.9GHz 帯において現行方式と共存することにより、周波数有効利用を図りつつ、伝送速度の高速化（現行 384kbps から 1～2Mbps）による画像の利用等を含めた新たなアプリケーションへの対応が可能な新しい通信方式のデジタルコードレス電話の導入を図るものであり、必要性は認められる。

本件の改正案等の内容については、以下のとおり適当と認められる。

- 1 電波法施行規則の改正案については、免許を要しない無線局として、新方式（DECT 方式及び sPHS 方式）のデジタルコードレス電話の無線設備を追加するものであり、改正内容は適当と認められる。
- 2 無線設備規則の改正案については、情報通信審議会での一部答申（平成 22 年 4 月 20 日）を受けて、1.9GHz 帯を用いる現行方式と共存が可能であり、かつ、伝送速度の高速化等が図ることができる新方式について、それぞれの技術基準を定めるものであり、改正内容は適当と認められる。
- 3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案については、当該新方式のデジタルコードレス電話の無線設備を技術基準適合証明制度の対象とするため、特定無線設備として追加するものであり、改正内容は適当と認められる。
- 4 周波数割当計画の一部変更案については、当該新方式のデジタルコードレス電話の導入に伴い、デジタルコードレス電話の無線局の周波数表に、当該新方式の周波数を

追加するものであり、変更内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。